

68. 昭和 39 年度民間学術研究機関補助金の交付について

〔 諒問 〕

文大術第 77 号
昭和 39 年度諒問第 1 号
日本 学術会議

昭和 39 年度民間学術研究機関補助金の
交付について

別紙の機関から申請がありましたので、「民間学術研究機関の助成に関する法律」（昭和 26 年法律第 227 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、審査の方針および対象の範囲について諒問します。

昭和 39 年 5 月 6 日

文部大臣 灘 尾 弘 吉

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は、答申の申請研究機関名
と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第353号

昭和39年5月25日

文 部 大 臣

灘 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長

朝 永 振一郎

昭和39年度民間学術研究機関補助金

の交付について（答申）

昭和39年5月6日付、文大術第77号で諮問のありました標記の件について、本会議は、下記のとおり答申いたします。

記

1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号ないし第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 学術上特色ある研究を行なって、その研究業績が優秀顕著であり、現に相当充実した研究員、研究施設をもって研究活動を継続している研究機関を重視すること。
- (2) 研究機関の維持運営は、その研究活動と不可分であることにはかんがみ、単に維持運営の困難性のみでなく、学術の急速な進歩に即応して、研究機関としての機能を發揮するために必要な有能な専任研究者の確保および施設、設備の近代化が可能となるよう十分考慮すること。

なお、特に意義のある研究を実施し、または計画中のものについては、特別の配慮をすること。

2. 対象範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号および第2号を基として、別表のとおり認定する。

認定の符号は、A、B、Cとし、A（A'はAに準ずるもの）、Bは助成するに適格なものを示し、Cは不適格なものを示す。

別紙

昭和39年度民間學術研究機関補助金交付

申請機関認定一覧

| 申 請 研 究 機 関 名 | | 認 定 欄 |
|---------------|----------------|-------|
| 社 団 法 人 | 部落問題研究所 | A |
| 財 団 法 人 | 黎明会徳川林政史研究所 | A |
| 社 団 法 人 | 中国研究所 | A' |
| 財 団 法 人 | 世界経済調査会 | B |
| 〃 | 資源科学研究所 | A' |
| 〃 | 服部植物研究所 | A |
| 〃 | 山階鳥類研究所 | A' |
| 〃 | 黎明会徳川生物学研究所 | A |
| 〃 | 応用科学研究所 | A |
| 〃 | 電磁応用研究所 | B |
| 〃 | 石炭総合研究所 | A' |
| 〃 | 木原生物学研究所 | A |
| 〃 | 乙卯研究所 | A |
| 〃 | 化学療法研究会化学療法研究所 | A' |
| 〃 | 癌研究会癌研究所 | A |
| 〃 | 労働科学研究所 | A |

(注) 今回は、Cに該当するものはない。